

第2節 電気通信事業政策の展開

1 公正競争の促進

1 モバイルサービスの推進

スマートフォン等のモバイルサービスは、あらゆる社会・経済活動を支えるインフラとして、また、国民生活に不可欠なライフラインとして重要な役割を果たしている。大手携帯電話事業者3グループの寡占的な状況となっているモバイル市場において、多様なモバイルサービスが低廉な料金で提供され、利用者利益を向上させるためには、大手携帯電話事業者から設備を借りてサービスの提供を行うMVNOを含めた事業者間の公正な競争を促進する必要がある。

これまで、総務省ではスマートフォンの通信料金の低廉化に向け、大手携帯電話事業者に対して利用者の料金負担軽減の要請^{*1}や「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」の策定などを行った。また、平成29年には、SIMロック解除の期間短縮やスマートフォンの端末販売の更なる適正化に向け「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を策定^{*2}するとともに、MVNOが大手携帯電話事業者に支払う接続料の適正化のための第二種指定電気通信設備接続料規則等の改正^{*3}（図表6-2-1-1）や大手携帯電話事業者のネットワークの提供条件の透明性・適正性等の確保のための電気通信事業法施行規則等の改正^{*4}などを行った。

これまでの取組の結果、大手携帯電話事業者では利用者ニーズに応じた新たな料金プランが導入され、また、大手携帯電話事業者の半額以下の料金で利用できるMVNOが急速に拡大するなど、スマートフォンの通信料金の低廉化については、一定の進展が見られるところである。

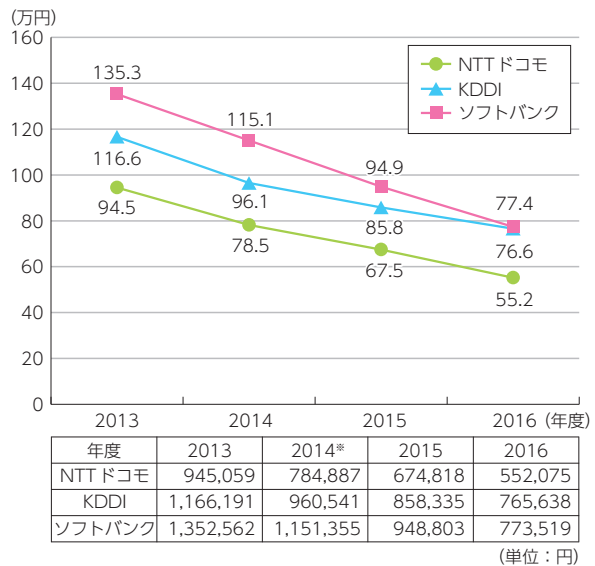
また、平成29年12月から「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」^{*5}において、更なる公正競争の促進等に向け検討を行い、平成30年4月、同検討会の報告書が取りまとめられた。総務省では、同報告書を踏まえ、引き続き、モバイル市場におけるMVNOを含めた事業者間の公正な競争を更に促進し、利用者のニーズに応じた多様なサービスの提供や料金の低廉化を通じた利用者利益の向上を図っていく。

2 超高速ブロードバンド基盤の整備

総務省は、人口構造の変化、ICT利活用の高度化等を踏まえ、2020年に実用化が見込まれる5Gや、光ファイバ等のICTインフラの地域における利活用方法を幅広く検討し、地域への普及展開を促進するための新たな戦略を策定するため、平成30年1月より、「ICTインフラ地域展開戦略検討会」を開催している。

また、地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の条件不利地域を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助する「情報通信基盤整備推進事業」を平成28年度から実施している（図表6-2-1-2）。

図表6-2-1-1 モバイル接続料（データ）の推移（10Mbps当たり・月額）



* 2014年度の接続料は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。

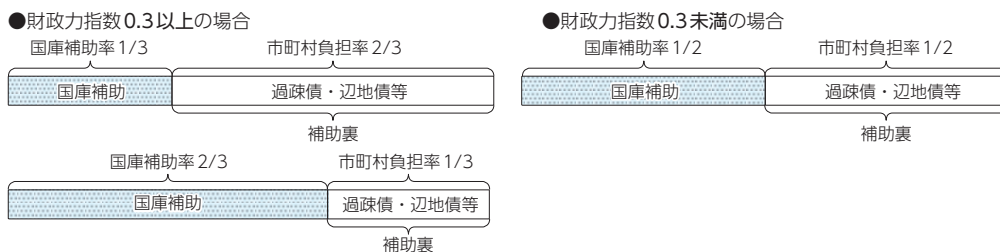
*1 「スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に関する取組方針」の策定及び携帯電話事業者への要請：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban03_03000255.html
 *2 モバイルサービスの提供条件・端末に関するガイドラインについての意見募集の結果：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000404.html
 *3 http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_shourei.html
 *4 http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_shourei.html
 *5 モバイル市場の公正競争促進に関する検討会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/mobile_market/index.html

図表6-2-1-2 情報通信基盤整備推進事業 概要

〈補助率〉
1/3（財政力指数が0.3未満の市町村：1/2、離島市町村：2/3）

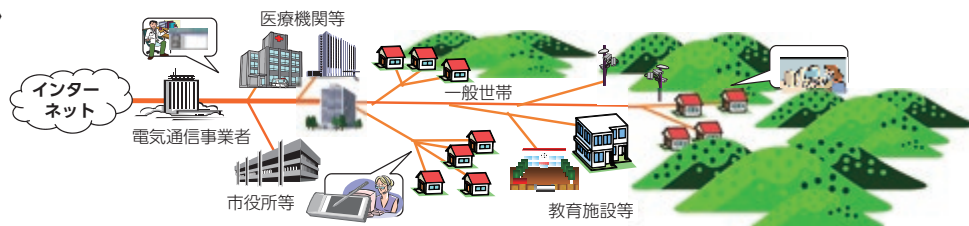
〈市町村の実質負担〉

【離島以外の場合】



※ 過疎債を充当した場合、市町村の実質負担割合は事業費の20%（財政力指数が0.3未満の市町村の場合は15%、離島市町村の場合は10%）。

〈イメージ図〉



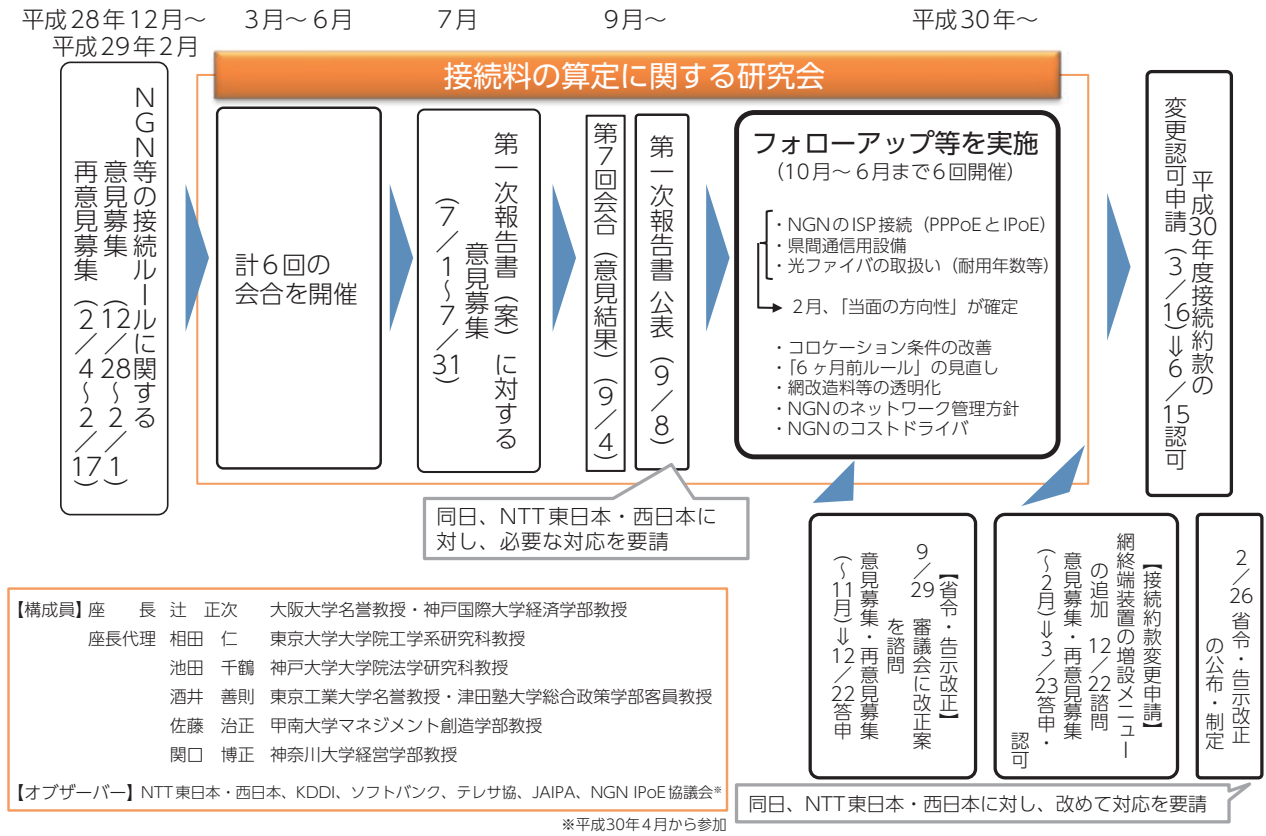
3 IP網時代の公正競争条件の確保

電気通信ネットワークのIP化が進展する中、我が国の基幹的な固定通信網においても、IP網が基軸となっており、その中で、IP網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続を巡る諸論点について議論、検証が必要となってきた。これを踏まえ、総務省では、平成29年3月から、「接続料の算定に関する研究会」*6を開催し、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、NGN、加入光ファイバ等の接続料の算定方法やコロケーション、接続料交渉の円滑化等について検討を行い、同年9月に第一次報告書を取りまとめた。

その後、同年10月から翌年6月までフォローアップ等のための同研究会会合を開催するとともに、2月には省令改正（電気通信事業法施行規則等の一部改正（平成30年総務省令第6号））等を行い、第一種指定電気通信設備の範囲、接続機能（アンバンドル機能）、及び接続約款の記載事項等に関する規定を見直した（図表6-2-1-3）。総務省では、今後も引き続きフォローアップ等を行い、公正な競争条件の確保に取り組むこととしている。

*6 接続料の算定に関する研究会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/access-charge_calculation/index.html

図表6-2-1-3 「接続料の算定に関する研究会」関係の取組状況



4 電気通信事業分野における市場検証の実施

昨今、急速なICTの進展や新たなビジネスモデルの登場などに伴い電気通信市場の構造は激しく変化している。こうした中、事後規制を基本とする電気通信事業法の枠組みにおいて電気通信事業分野における公正競争を促進し、利用者利便を確保するためには、市場動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策展開に反映することが重要となっている。

総務省は、平成28年度から、「電気通信事業分野における競争状況の評価」及び「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を充実・発展させ、市場動向の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を一体的に行う市場検証の取組を実施しており、平成28年5月から、効率的かつ実効性の高い分析・検証を行い、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議を開催している。

同会議からの助言を得ながら、市場検証に関する基本的な考え方及び検証プロセスの全体像を示した「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（平成28年7月）を策定するとともに、各年度における市場検証に関する重点事項及び分析・検証の実施方針等を示す「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成28年度）」（平成28年8月）及び「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成29年度）」（平成29年8月）を策定している。平成28年度においては、「固定系通信・移動系通信における卸及び接続」、「消費者保護ルールに関する取組状況」の2事項を重点事項として電気通信市場の検証を行い、平成29年8月に「電気通信事業分野における市場検証（平成28年度）年次レポート」を公表した。平成29年度は、これら2事項に加え、自然独占化の傾向を有する電気通信市場の特性に鑑み、「グループ化の動向」についても重点事項として検証を行うこととしている。

5 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁等

ア 電気通信紛争処理委員会の概要

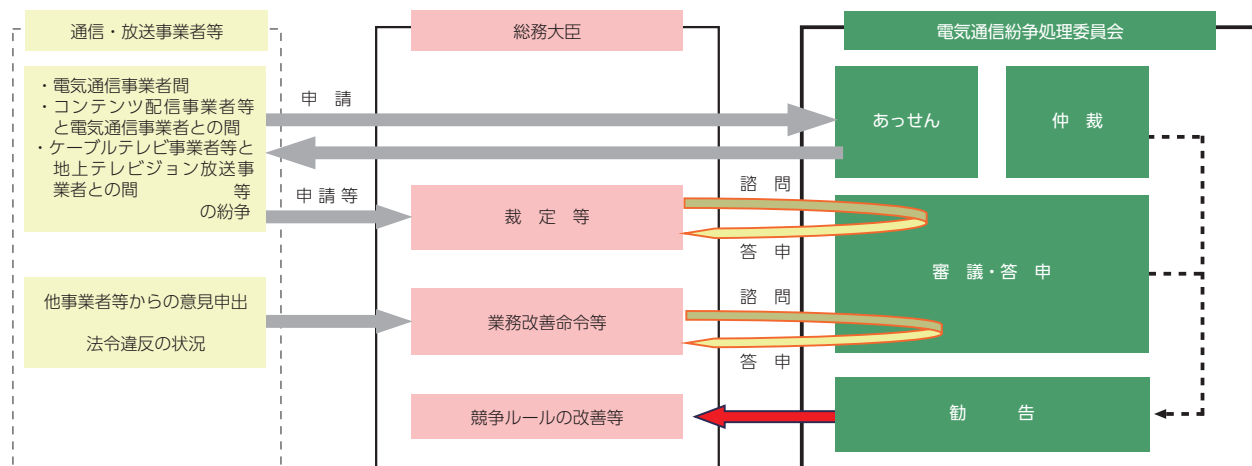
(ア) 電気通信紛争処理委員会の機能

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、技術革新と競争環境の進展が著しい電気通信分野において多様化する紛争事案を迅速・公正に処理するために設置された専門組織であり、現在、総務大臣により任命された委員5名及び特別委員8名が紛争処理にあっている。

委員会は、①事業者間等の紛争を解決するためのあっせん・仲裁を行う、②総務大臣が命令、裁定等を行う際に諮問を受けて審議・答申を行う、③あっせん・仲裁、諮問に対する答申を行う中で、競争ルールの改善等について総務大臣に勧告を行うという3つの機能を有している（図表6-2-1-4）。

また、委員会事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する問合せ・相談等に対応している。

図表6-2-1-4 電気通信紛争処理委員会の機能の概要



(イ) あっせん・仲裁

あっせんは、委員会が有識者である委員・特別委員の中から「あっせん委員」を指名し、あっせん委員が両当事者の歩み寄りを促すことにより紛争の迅速・公正な解決を図る手続である。必要に応じ、あっせん委員があっせん案を提示する。両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはない。

仲裁は、原則として、両当事者の合意に基づき委員会が委員・特別委員の中から3名を「仲裁委員」として指名し、仲裁委員による仲裁判断に従うことを合意した上で行われる手続であり、仲裁判断には当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。

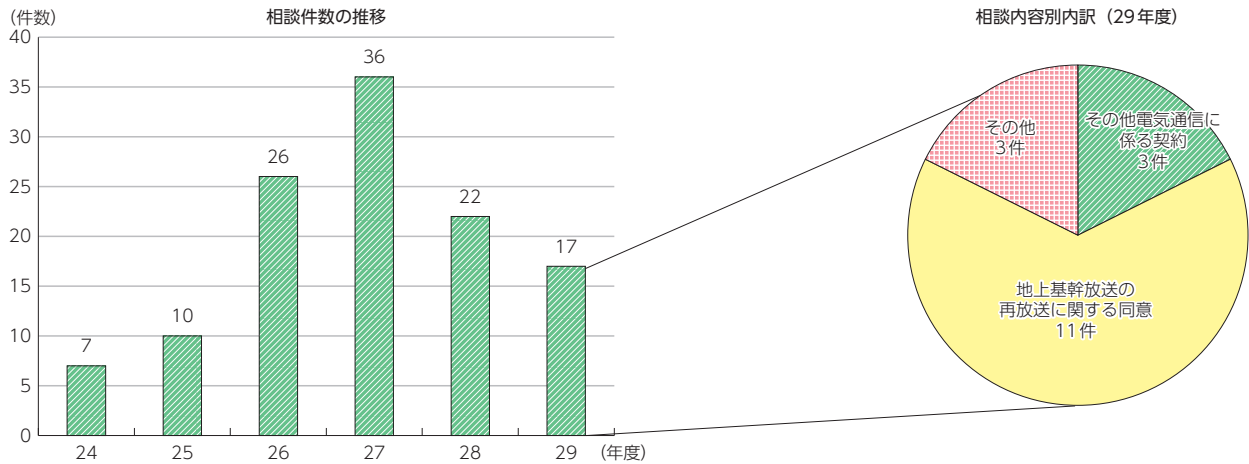
イ 委員会の活動の状況

委員会は、平成29年度においては、あっせん等を実施していない。

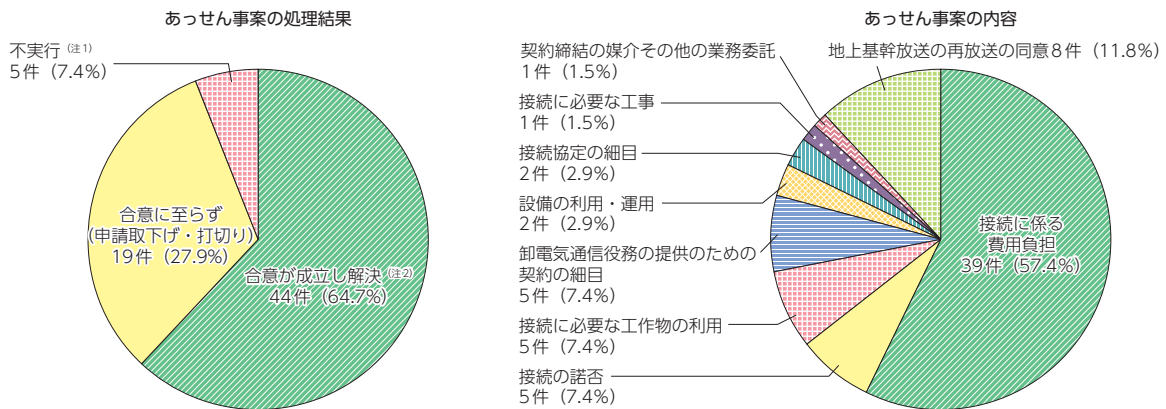
事業者等相談窓口においては、相談対応17件（図表6-2-1-5）を行った。

なお、平成13年11月の委員会設立から平成29年3月末までに、あっせん68件（図表6-2-1-6）、仲裁3件の申請を処理し、総務大臣からの諮問に対する答申10件、総務大臣への勧告3件を実施している。

図表6-2-1-5 事業者等相談窓口における対応状況



図表6-2-1-6 あっせんの処理状況



注1：「不実行」とは、一定の場合（他方当事者があっせんを拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等）に委員会があっせんしないこと。
 注2：「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。

ウ 総務大臣による協議命令・裁定

電気通信分野においては、電気通信事業者間での電気通信設備の接続又は共用、電気通信設備設置用工作物の共用若しくは卸電気通信役務の提供に係る協議について協議が不調等になった場合には、電気通信事業法の規定に基づき、電気通信事業者が総務大臣に対して協議の開始又は再開の命令の申立て若しくは裁定の申請を行うことができる。

放送分野においては、ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者間での再放送同意について協議が不調等になった場合には、放送法（昭和25年法律第132号）の規定に基づき、ケーブルテレビ事業者等が総務大臣に対して裁定の申請を行うことができる。

これら総務大臣による協議命令・裁定に関する紛争処理手続は、紛争の相手方の意向にかかわらず、当事者の一方の申立て又は申請により開始される。総務大臣は協議命令・裁定をしようとするときは、委員会に諮問しなければならない。

2 電気通信インフラの安全・信頼性の確保

総務省では、通信の安定的な提供・疎通の確保・不正使用の防止等を目的として、ハードウェア及びソフトウェアに備えるべき機能やシステムの維持・運用等を総合的に取り入れた、情報通信ネットワークにおける安全・信頼性対策全般にわたる基本的な指標となる「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」*7を制定している。これによ

*7 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準：http://www.soumu.go.jp/main_content/000249421.pdf

り、ネットワーク構築者の安全・信頼性対策の立案や、実施の際の指針として同基準が活用されるとともに、利用者によるネットワークの安全・信頼性対策の自発的な実施促進が期待される。

また、電気通信事業者の増加や提供サービスの多様化・複雑化に伴い、事故の要因も多様化・複雑化してきていることから、電気通信事故の防止に当たっては、事前の対策に加え、事故発生時及び事故発生後の適切な措置が必要である。総務省は、事故報告の検証を行うことにより、再発防止に向けた各種の取組に有効に活用するため、平成27年から「電気通信事故検証会議」*8を開催し、主に電気通信事業法に定める「重大な事故」及び電気通信事業報告規則に定める「四半期報告事故」に係る報告の分析・検証を実施している。

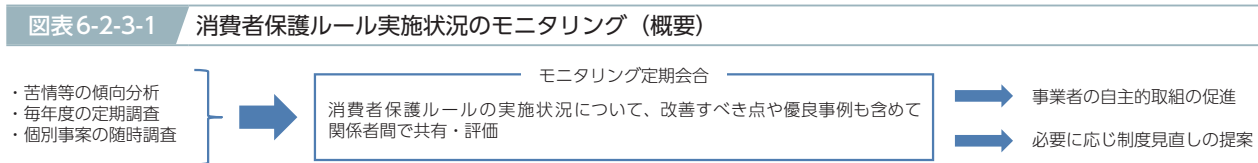
3 電気通信サービスにおける安心・安全な利用環境整備

1 消費者支援策の推進

電気通信サービスの高度化・多様化により、多くの利用者に利便性の向上や選択肢の増加がもたらされる一方で、利用者と事業者の間の情報格差や事業者の不適切な勧誘等により、トラブルも生じている。

このような状況を背景に、消費者保護ルールの更なる充実・強化を目的の1つにした電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）が平成27年5月に成立し、平成28年5月より施行された。改正法により、従前の義務に加えて、説明義務の充実、書面交付義務、不実告知等・勧誘行為の禁止、媒介等業務受託者に対する指導等が盛り込まれた。

総務省では、これらの消費者保護ルールを適切に実施し、制度の実効性を確保するため、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」を策定し、消費者保護ルールの実施状況についてモニタリングするとともに、有識者や関係の事業者団体が参加し、関係者間で共有・評価等する「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」*9を開催している（図表6-2-3-1）。



平成28年度のモニタリングでは、総務省のほか各地の消費生活センター等に寄せられる苦情相談の傾向分析を行うとともに、MNOやFTTH、MVNOサービス等を提供する主な事業者に対する書面による調査や、MNO、FTTHサービスについては、利用者に扮した調査員が販売現場において具体的な説明状況の調査等を行う実地調査（覆面調査）等を実施した。これらの調査等の結果を基に、平成28年6月の第3回モニタリング定期会合において、「平成28年度消費者保護ルール実施状況のモニタリング（評価・総括）」をとりまとめた。本評価・総括等を踏まえ、調査対象事業者に対し所要の改善指導を実施するとともに、制度面における対応が適切とされた事項については、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」に明記する改定を行った。

平成29年度においても、前年度に引き続き、モニタリングを実施している。平成30年2月には、第4回モニタリング定期会合を開催し、平成28年度消費者保護ルール実施状況のモニタリングにおける指摘事項に対するフォローアップや、平成29年度上半期の苦情相談の傾向分析の結果及びMVNOサービスへの実地調査の結果の報告を行い、各電気通信サービスの要改善・検討事項をとりまとめた。更に、MVNOの音声通話付サービスについて、初期契約解除制度及び確認措置の制度導入を検討すべきとの方向でとりまとめられた。

総務省では、引き続き、モニタリング等の取組を進め、消費者保護の充実を図っていくこととしている。

2 利用者情報の適正な取扱い

スマートフォンに蓄積される様々な利用者情報については、アプリケーション（以下「アプリ」という。）が収集・利用しており、収集した情報が第三者へ提供されている場合もある一方、利用者にとっては、どのような情報が収集され、また利用されているのかが分かりにくいといった不安や懸念が生じている。

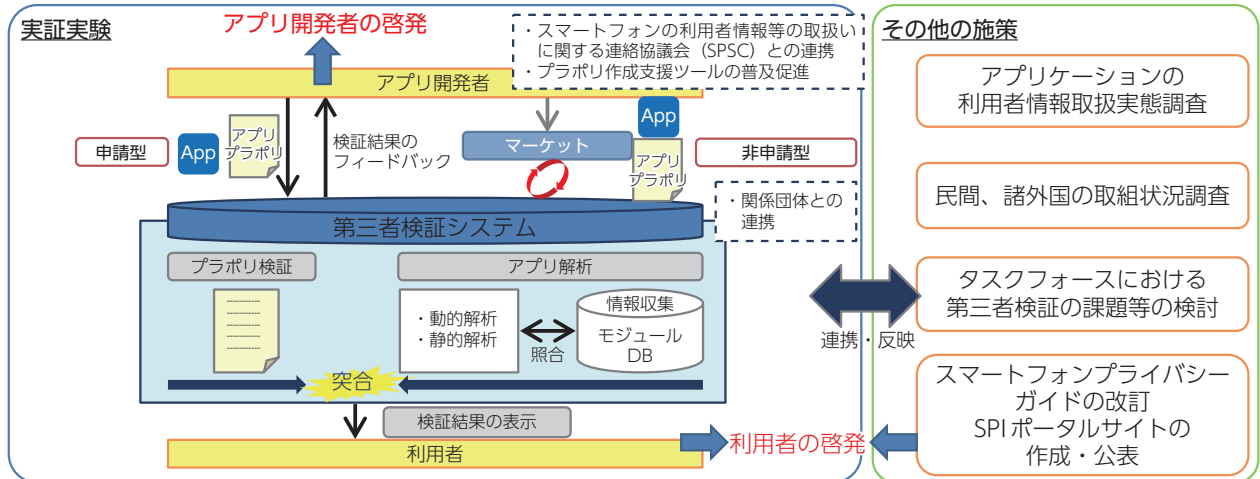
このような中、総務省は、プライバシーポリシーの普及と、運用面・技術面から第三者が当該アプリを検証する

*8 電気通信事故検証会議：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tsuushin_jiko_kenshou/index.html
 *9 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict_anshin/index.html

仕組み（以下「第三者検証」という。）を推進するにあたっての諸課題について検討し、平成26年度から平成28年度において第三者検証システム（図表6-2-3-2）の構築に向けた実証実験を実施し、その結果を取りまとめたSPO（スマートフォン プライバシー アウトルック）Ⅳを平成29年7月に公表するとともに、利用者情報を取り扱う際の指針であるSPI（スマートフォン プライバシー イニシアティブ）Ⅲを策定・公表した。^{*10}

これらの結果を踏まえ、総務省は事業者に対してプライバシーポリシーの正確な記載を一層求めていくとともに、利用者に対しても、自らのプライバシーを守る第一歩として、アプリを利用する際にはプライバシーポリシーの記載内容等を確認するよう周知・啓発を図っていく方針である。

図表6-2-3-2 スマートフォン アプリケーションのプライバシーに関する第三者検証の仕組み



【出所】総務省作成

*10 スマートフォン プライバシー： http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/smartphone_privacy.html

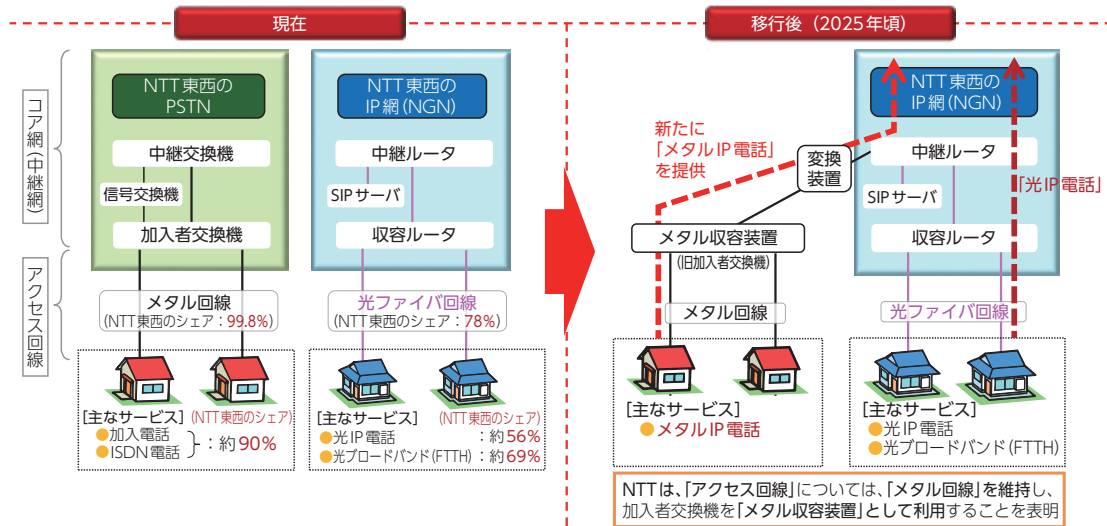
政策 フォーカス

固定電話網のIP網への円滑な移行に向けて

1. 移行の背景

NTTは、加入電話の契約数等が減少し^{*1}、2025年頃に中継交換機・信号交換機が維持限界を迎えること等を踏まえ、2015年11月、NTT東日本・西日本の公衆交換電話網（PSTN）をIP網へ移行する構想を表した（図表1）。

図表1 固定電話網のIP網への移行に伴う設備構成のイメージ



NTT東日本・西日本のPSTNは、我が国の基幹的な通信インフラであり、また、IP電話や携帯電話を含む事業者間の通話を媒介する機能や多くの事業者が事業展開するための競争基盤を提供していることから、移行後のIP網の姿や移行の在り方は、利用者や事業者に大きな影響を与えるものと想定される。

こうした認識の下、総務省は、移行後のIP網の姿や移行の在り方について検討するため、2016年2月、「固定電話網の円滑な移行の在り方」について情報通信審議会に諮問した。これを受け、同審議会の電気通信事業政策部会及び電話網移行円滑化委員会（部会長及び委員会主査：山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授^{*2}）において、一年半にわたり精力的に調査・審議が行われ、2017年3月に「移行後のIP網のあるべき姿」についての一次答申^{*3}、同年9月に「最終形に向けた円滑な移行の在り方」についての二次答申^{*4}がとりまとめられた。一次答申の概要については「平成29年版 情報通信白書」で紹介しているところ^{*5}、以下では二次答申のポイントや総務省の取組について紹介する。

2. 二次答申の概要

二次答申においては、一次答申後の進展等を踏まえつつ、IP網への円滑な移行を実現するための移行工程・スケジュールの明確化等が図られるとともに、一次答申に基づく取組を踏まえた各個別課題への対応の方向性が示された。

(1) 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール

IP網への移行に際しては利用者の契約切替えなどの「サービス移行」と事業者のネットワーク対応などの「設備移行」の両面から検討する必要があるところ、電気通信事業政策部会・電話網移行円滑化委員会における移行工程・スケジュールの検討にあたっては、利用者のサービス利用に直結し、利用者へ直接影響が及ぶ

*1 NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN電話の契約数は、減少傾向にあり、2016年3月末時点で約2,250万件（2017年3月末時点では約2,114万件）。

*2 所属は諮問（2016年）時点のもの。

*3 「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000216.html

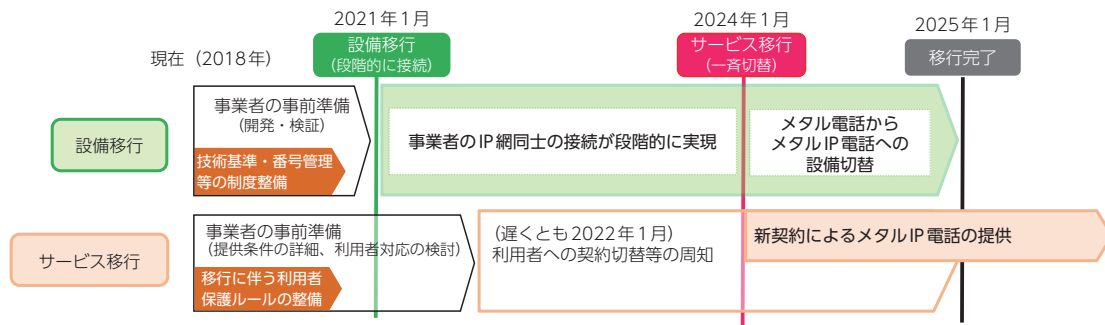
*4 「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000230.html

*5 「平成29年版 情報通信白書」344頁、第7章第2節 1 公正競争の促進④固定電話網の円滑な移行の在り方：<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/n7200000.pdf>

「サービス移行」を中心に据えることとし、「設備移行」については、事業者間協議の検討状況を踏まえつつ、「サービス移行」に支障が生じないよう確認することとされた。

その上で、二次答申においては、円滑なサービス移行の実現に向けては、必要な取組に係る期間が十分に確保されることが重要であることから、NTTが電気通信事業者として責任を持って利用者に対するサービス提供を維持できる限界を迎えるとしている時期（2025年頃）等を踏まえつつ、具体的な移行工程・スケジュールの整理がなされている（図表2）。

図表2 IP網への移行工程・スケジュール

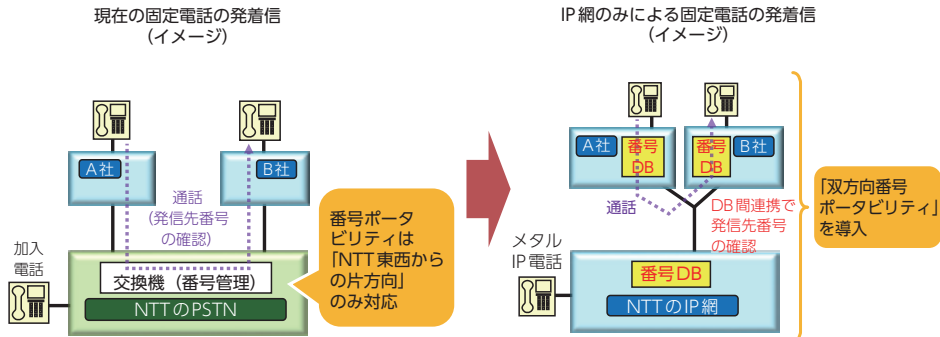


(2) 各個別課題への対応の方向性

二次答申においては、上記の移行工程・スケジュールに係る整理とあわせて、一次答申に基づく事業者の取組状況のフォローアップ等を踏まえた個別課題への対応の方向性についても整理がなされている。その内容は「IP網への移行に向けた電気通信番号の管理の在り方」、「IP網への移行に対応した緊急通報の確保」や「INSネット（デジタル通信モード）の終了に伴う対応」など多岐にわたっている。（図表3）

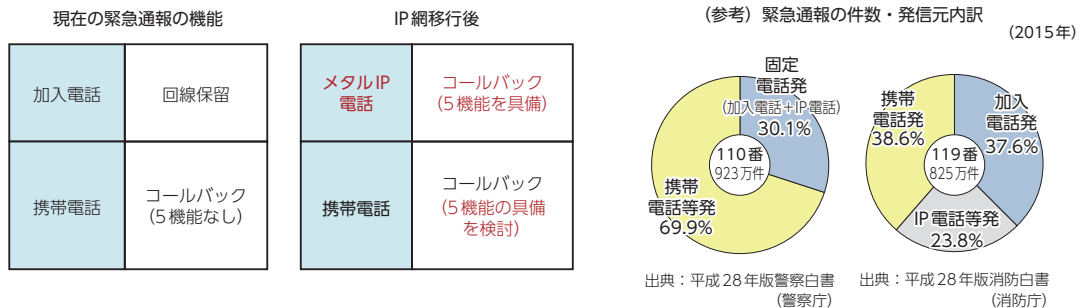
図表3 各個別課題への対応の方向性（抜粋）

- IP網への移行に向けた電気通信番号の管理
 - ・ 固定電話でも携帯電話と同様に、どの事業者の電話サービス間でも利用者が番号を持ち運べる「双方向番号ポータビリティ」の仕組みを早期に導入
 - ・ 番号の未利用の問題に対応して、番号の公平かつ効率的な利用や再配分のための仕組みを導入 等

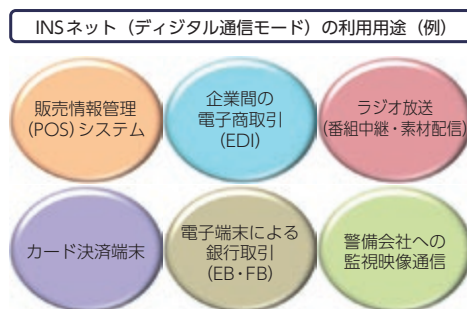


- IP網への移行に対応した緊急通報の確保
 - ・ 緊急機関（警察・消防・海保）と通報者の「回線保留」を実現しているPSTNの機能は、メタルIP電話では、緊急機関からのコールバックに「通報者とつながりやすくなる5機能*」を具備することで代替。
 - ・ この「通報者とつながりやすくなる5機能」は携帯電話においても実現に向けた対応を求めることが適当。

*5機能… ①110/119/118番の通知、②転送機能の解除、③着信拒否機能の解除、④第三者との通話を一定時間制限、⑤災害時の優先通信扱い



- INSネット（デジタル通信モード）の終了に伴う対応
 - ・ IP網への移行に伴い終了が予定されているNTTのISDNサービス「INSネット（デジタル通信モード）」に関し、NTTが留意して対応すべき点（例：代替サービスへの移行促進）等を整理。NTTの取組状況については、今後も電話網移行円滑化委員会において随時確認 等



(3) 固定電話網のIP網への円滑な移行に向けて

NTTをはじめとする事業者においては、二次答申で整理された具体的な移行工程・スケジュールを踏まえ、必要となる協議や取組を加速し、円滑な移行の実現に向けた取組を着実に進めることが求められる。このため、二次答申取りまとめ後も、電話網移行円滑化委員会を定期的に開催することとし、一次答申及び二次答申に基づく取組が適切かつ着実に実施されているかについて、NTTから定期的な報告を求め、必要に応じて事業者等からの意見聴取を行いつつ、フォローアップを実施することが適当とされた。

また、総務省においては、以下の点を踏まえ、固定電話網のIP網への円滑な移行が確実に図られるようにするために必要な制度整備に着手することが適当とされた。

- ・ サービス移行との関係では、遅くとも2021年にはNTTにおけるメタルIP電話への移行に向けた準備・取組が本格化することから、その前に廃止・移行に係る取組についてあらかじめ行政が確認を行い整理・公表するためのルールを導入することが必要となること
- ・ 設備移行との関係では、①2021年から開始するIP-IP接続に対応した技術基準等の整備及び②IP-IP接続での発着信のための番号管理（ENUM方式による番号解決等）の仕組みに対応した電気通信番号の適正な管理・利用を確保するための制度整備が必要となること

3. 答申を踏まえた総務省の取組

これを受けて、総務省では、「電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護」や「電気通信番号の効率的な使用や適切な管理」に関する制度整備を含む「電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案」を本年3月に国会へ提出し、同改正法は同年5月に公布された^{*6}。

総務省としては、今後も引き続き、固定電話網のIP網への円滑な移行に向けて、一次答申及び二次答申で示された方向性を踏まえ、必要となる制度の整備・運用、事業者の取組の促進や移行工程・スケジュールの国民への周知などに取り組んでいく^{*7}。

*6 「電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護」及び「電気通信番号の効率的な使用や適切な管理」に係る部分の施行日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日となっている。

*7 (参考)「固定電話網の円滑な移行」：http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephone_network/index.html